

平成11年南伊豆町議会第2回臨時会

南伊豆町議会会議録

平成11年 5月17日 開会
平成11年 5月17日 閉会

南伊豆町議会

平成11年南伊豆町議会第2回臨時会会議録目次

第1日(5月17日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会宣告	3
議事日程説明	3
開議宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
報第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	3
議第32号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	7
議第33号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	8
閉議及び閉会宣告	9
署名議員	11

平成11年南伊豆町議会第2回臨時会

(第1日 5月17日)

平成11年5月南伊豆町議会臨時会

議事日程 (第1日)

平成11年5月17日 (月曜日) 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
日程第 4 議第 3 2号 監査委員の選任について
日程第 5 議第 3 3号 工事請負契約について
(平成11年度三坂(入間)漁港改修工事)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (13名)

2番	漆田	修君	3番	斎藤	君	君
4番	渡辺	嘉郎君	5番	石井	君	君
6番	斎藤	恒昭君	7番	篠田	君	君
8番	藤原	栄米君	9番	横嶋	君	君
10番	小澤	東洋治君	11番	大野	君	君
12番	山本	義一君	13番	渡辺	君	君
15番	土屋	隆俊君				

欠席議員 (1名)

14番 関 俊 春 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 岩 田 篤 君 助 役 飯 田 千 加 夫 君

収入役	小針	弘	坂倉	範	一	君
総務課長	外岡	美捷	渡邊	正	君	
税務課長	碓井	昭大	池野	徹	君	
農林水産課長	内山	力	小島	三	君	
商工観光課長	土屋	忠儀	藤原	伊勢夫	君	
水道課長	稲葉	勝男	土屋	敬	君	
会計課長	飯泉	誠	楠	千代吉	君	
企画調整課長	渡邊	修治	勝田	悟	君	
行政主幹	外岡	茂徳				

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田中秀明 係長 松本恒明

◎開会宣告

○議長（渡辺守男君） おはようございます

定刻になりました。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しております。これより平成11年南伊豆町議会第2回臨時会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎議事日程説明

○議長（渡辺守男君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

◎開議宣告

○議長（渡辺守男君） これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺守男君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより議長が指名いたします。

2 番議員 漆 田 修 君

3 番議員 斎 藤 要 君

◎会期の決定

○議長（渡辺守男君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は5月17日の1日限りと決定いたしました。

◎報第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） これより議案審議に入ります。

報第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。
町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 報第1号 専決処分の承認を求めることについて。

南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例。

本案は税制調査会の平成11年度の税制改正に関する答申（平成10年12月16日）を踏まえ、平成11年1月12日に地方税法等の一部を改正する法律案が閣議決定され、同日国会に提出されました。同法案は3月24日参議院本会議において可決成立し、同月31日に法律第15号として公布されました。

これを受け、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正するものであり、4月1日に専決処分をさせていただきましたので、ご承認をお願いするものであります。

条例の改正の詳しい内容につきましては、税務課長より説明させていただきます。

これより課長に説明させますけれども、本日の議会は案件が3件でございます。本当にお忙しい中、本当にご苦労さまでございますが、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（渡辺守男君） 税務課長。

○税務課長（碓井大昭君） それでは、説明させていただきます。

南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてですけれども、条例改正の概要をお手元に配付してあります。その資料によって説明させていただきます。

最近における社会経済情勢に対応して、早急に実施すべき措置として、個人住民税の最高税率を引き下げ及び定率減税の実施、法人税の税率の引き下げ、これはこの資料の中に入っておりますので、国の法人税が34.5%から30%に、県の法人事業税が11%が9.6%に引き下げられます。また、長期所有の土地等の譲渡所得の課税の特例措置を講ずるほか、固定資産税の価格等に係る審査申し出制度の見直し等を行うこととし、次のとおり地方税制の改正を行う。

まず最初に、個人住民税ですけれども、平成11年度分以後の個人住民税について、期限を定めないう減税を次のように実施する。昨年までは特別減税と言いましたけれども、今回は恒久減税ということです。アとして住民税の最高税率を次のように引き下げる。この表にありますように、700万円を超える金額が現行は町が12%、県3%でしたけれども、改正では町が10%、県3%で、2%引き下げられました。ちなみに国の方は、所得税ですけれども、最

高税率が50%でしたけれども、今回37%に引き下げられました。

定率減税の実施ですけれども、イの方で定率減税の額は、その年度分の個人住民税所得割額の15%相当額とする。ただし、15%相当額が4万円を超える場合は4万円とする。その4万円がその表にあります。ちなみに所得税の方は20%で25万円の頭打ちでございます。

2番目として、特定扶養親族に係る控除額、これは15歳以上22歳未満ですけれども、現行の控除額43万円に2万円を加算した金額とする特例措置を講ずる。これは来年からの12年度からの個人住民税について適用されます。

3番目として、平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間に長期所有、5年以上の土地等を譲渡した場合の税率ですけれども、現行は6,000万円以下と6,000万円を超える部分に分かれた税率でありますけれども、それを金額を取っ払います、特別控除後の譲渡益が国税が20%、県民税が2%、町民税4%の計26%の改正でございます。

裏をめぐっていただきたいと思えます。

4番目の居住用財産の買いかえの場合の譲渡損失について、繰り越し控除を認める特例措置というのは、所有期間が5年を超える居住用財産の譲渡をして、居住用財産に買いかえた場合において、譲渡損失の金額があるとき一定の要件のもとで、その譲渡損失の金額を3年間総所得金額から控除する制度が創出されました。これは11年1月1日以後の譲渡が対象でございます。

5番目として、個人住民税所得割の非課税限度額の引き上げ。この表にありますように、改正は35万円に控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみの加算ですけれども、35万円に家族数を掛けまして、加算額が31万円、1万円のアップでございます。

6番目として、退職所得に係る町民税の税率の改正。退職所得控除額控除後の退職手当の金額が1,400万円以上の場合、これが一番高いところの「税率」ですけれども、課税標準額掛ける5.4%マイナス34万2,000円が課税標準額掛ける4.5%マイナス21万6,000円に引き下げられました。ちなみに、25年勤続で3,150万円ぐらゐの退職金がある場合は、その「税率」でいきますと5万4,000円の減になります。

2地方たばこ税ですけれども、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を次のように引き上げる。製造たばこ（旧3級品を除く）。旧3級品というのはシンセイ、ワカバ、エコー、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの6銘柄ですけれども、これを除いたたばこですけれども、市町村たばこ税が1,000本につき現行2,434円から2,668円、234円引き上げられました。9.6%アップです。

なお、旧3級品の紙巻きたばこに係る税率を次のように引き上げる。市町村たばこ税が

1,000 本につき 1,155円から 1,266円、111円引き上げられます。これによりまして10年度は製造たばこ、これが 2,688万 5,000本でした。毎年 2%から 3%本数が下がっております。市町村たばこ税の旧 3 級品ですけれども、これが 76万本です。この辺を考慮しますと、この改正がことしの 5月 1 日から実施しますので、2、3%減と 11カ月分ですから、考慮しますと 570万円ぐらいの増になるところでございます。

第 3 番目として、固定資産評価審査委員会の審査申し出事項の合理化。審査申し出事項を固定資産の価格のみとする。その他の事項に係る不服については、行政不服審査法の不服申し立ての対象となる。現行は価格以外の事項も審査申し出の事項になりますけれども、今回は価格のみということでございます。

4 番目としまして、延滞金年 7.3%の割合の部分というのは、最初の 1 カ月が 7.3%というところで、それから 2 カ月目が 14.6%ですけれども、その割合についてですけれども、暫定的な措置として各年の前年の 11月末日の公定歩合に年 4%を加算した割合が 7.3%に満たない場合には、その年内においては当該公定歩合に年 4%を加算した割合とする特例措置を講ずる。上記の措置は、平成 12年 1月 1 日以後の期間に対する延滞金等について適用する。

附則としまして、この条例は平成 11年 4月 1 日から施行することとあります。

先ほどの説明がちょっと不足しましたので、最初の個人住民税の最高税率の引き下げによって、昨年のデータから見ますと 747万円ほど金額が、税額が下がると思います。それから定率減税の方ですけれども、昨年は定額減税で町が 5,434万 6,000円の減額でしたけれども、その資料をそっくりことしに当てはめると、3,228万円ほどの減額になると思います。

以上で説明を終わります。

○議長（渡辺守男君） 提案説明及び内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第1号は、原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(渡辺守男君) 全員賛成です。

よって、報第1号は原案どおり承認することに決定いたしました。

◎議第32号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺守男君) 議第32号 監査委員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

(事務局朗読)

○議長(渡辺守男君) 提案説明を求めます。

町長。

(町長 岩田 篤君登壇)

○町長(岩田 篤君) 議第32号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町監査委員のうち見識を有する者のうちから選任する委員の選任についてであります。有識者を代表として監査事務に従事していただいたまいりました斎藤善夫氏から一身上の都合により辞意の申し出があり、平成11年4月30日付で辞表を受理いたしました。改めて斎藤監査委員に対してお苦勞に敬意と感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、その後任として新たに黒田茂俊氏を選任させていただきたく、ご提案申し上げます。

黒田氏の経歴につきましては、お手元の議案に添えてございまして、34年間商工会職員として職務に精励してまいりました。そして、平成8年に事務局長を最後に退職され、現在は三坂財産区管理委員として活躍されており、人格、見識ともに本町監査委員として適任と考へて提案を申し上げる次第であります。どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(渡辺守男君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と言う人あり)

○議長(渡辺守男君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第32号は、原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第32号は原案どおり同意することに決定いたしました。

◎議第33号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第33号 工事請負契約についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第33号 平成11年度三坂（入間）漁港改修工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

去る5月10日、指名9社により入札を実施し、請負額6,090万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額290万円）をもって落札した請負人、静岡県清水市村松41番地、株式会社古川組静岡支店、取締役支店長、古場邦人氏との契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めらるものであります。

同工事は三坂漁港入間地区の沖防波堤新設工事で、第9次漁港整備長期計画の中で実施しているもので、本年度は施工延長し7メートルを施工するものです。

なお、詳細につきましては、農林水産課長より説明させます。

○議長（渡辺守男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） それでは、平成11年度三坂（入間）漁港改修工事の概要について説明します。

当工事は三坂漁港（入間）の沖防波堤新設するもので、平成6年度より着手し、本年度で6年日になります。全体計画は60メートル。過去5年間で31.8メートル施工し、本年度で7メートル、計38.8メートルとなり、平成12年度以降の残は21.2メートルとなります。

工法は消波ブロックの25トン型シーロックブロックを116個設置するもので、荒天時の係留及び港内作業の改善をすると同時に、ブロックを設置することにより、アワビ、サザエ、イセエビ等の磯根資源の再生保護及び増殖を図る目的を兼ねております。

以上でございます。

○議長（渡辺守男君） 提案説明、内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第33号は、原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第33号は原案どおり可決することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（渡辺守男君） 本日の議事日程を終了いたしましたので会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前 9時50分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 辺 守 男

署 名 議 員 漆 田 修

署 名 議 員 藤 齋 要